

## 8. トラック事業の現況

九州管内の令和2年度末（2020年度末）現在の事業者数（注1）は、一般7,814事業者154,372両、特定30事業者174両、軽16,557事業者28,114両であり、平成2年の貨物自動車運送事業の規制緩和以降、事業者及び車両数に大幅な増加はあったものの、平成18年をピークに穏やかな増加傾向となっている。

近年の少子高齢化に起因する人口減少社会によって、生産人口が低下するなかで、トラック運転手不足が深刻化し、加えて、商慣行や慣習による長時間労働や適正運賃の収受問題も顕在化しており、取引環境や労働環境の改善が必須となっている。

適正な運賃及び料金の収受については、平成29年11月に標準貨物自動車運送約款を改正し、運送の対価である運賃と、運送以外の対価である積込料や待機時間料等の料金の範囲を明確化し、運賃と料金を別建てで収受することができるようにすることで、サービスに対応した適正な収入を得ることが可能な環境の整備を図った。令和2年（2020年）4月には、トラック事業者が、荷主との交渉やトラックドライバーの労働条件の改善等を図るため、法令を遵守して持続的に事業を運営するための参考となる「標準的な運賃」が国土交通省により告示された。

また、令和6年4月から時間外労働の罰則付き上限規制（年960時間）の適用開始を控え、トラック運転者の労働時間の短縮に向けた取り組みを一層加速させる必要があるため、国土交通省は、平成30年5月30日に策定された政府行動計画の施策に基づき、関係省庁や団体・物流のサプライチェーン企業等と連携して、トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化、多様な人材の確保、取引環境の適正化の取り組みを強化している。

（注1）九州運輸局管外に主たる事務所を有し、九州運輸局管内に営業所を有する事業者についても計上している。